

水のめぐみ

Vol. 42 2015 9.1

豆知識

浄水処理対応困難物質

平成24年5月に利根川水系で発生したホルムアルデヒドによる水質事故の再発防止の観点から、厚生労働省は、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに位置付けることとしました。

事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では除去が困難な物質をまずは公共用水域への流入がないよう対策を講じられることが重要であり、高崎市でも水質事故未然防止の観点から、注意喚起を行っています。詳しくは水道局のホームページに掲載していますのでご確認ください。

トピックス ただいま水漏れ調査中

水道局では、年間を通して漏水調査を行っています。

調査は、水道局職員または水道局が委託する専門業者が行いますが、その際、水道メーターを確認しながら作業を行うため、調査員が宅地内に立ち入ることになります。ご理解とご協力をお願いいたします。



水道メーターより家側の漏水調査は行っていません。高崎市指定工事店に依頼してください。水道メーターより道路側の漏水は、水道局負担となりますが、水道メーターより家側の漏水は個人負担となります。ただし、漏水があっても調査員が修繕や物品などの販売を行うことは一切ありません。

道路上で漏水を発見した場合は、水道局工務課までご連絡ください。よろしくをお願いいたします。

●問い合わせ先…水道局工務課維持管理担当(電話 321-1284)

水道・下水道の工事は指定工事店へ

給水装置・排水設備の設置・修繕等の工事に関しては、水道法、下水道法、条例等で一定の基準が定められています。

このため、工事を行えるのは、専門的な知識・技術を持ち、適正な工事ができると認められた施行業者のみとしています。

本市ではこの施行業者を、給水装置工事には「高崎市指定給水装置工事業者」、排水設備工事には「高崎市下水道排水設備指定工事店」として指定をしています。

給水装置、排水設備の設置、修繕等の工事を行うときは、さまざまなトラブルに遭わないためにも、必ずこれら指定を受けた施行業者に依頼をしてください。

なお、指定を受けた施行業者は「高崎市」のホームページ(指定工事店一覧)から確認できます。

指定工事店一覧



<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013122400328/>



セミシールド掘進機

写真のセミシールド掘進機を、発進立坑内に設置した大型油圧ジャッキで地盤に押し込むことにより掘り進みます。後方に次々と推進用管を接続し連続推進します。なお、このセミシールド掘進機を使い下水道管を布設する施工方法をセミシールド工法と呼びます。

9月10日は「下水道の日」です

メーターの検針にご協力を

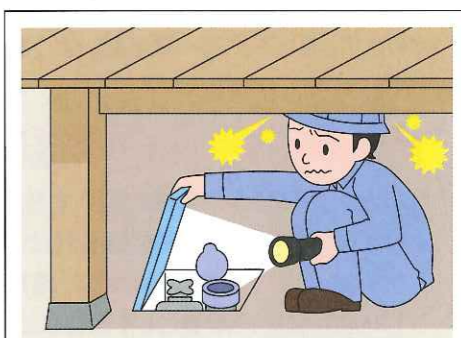
水道メーターは、検針することによりお客さまの使用水量を計り、使用料金を算定するだけでなく、ふだん気がつかない水漏れを発見することができます。いつも見やすく、正しく検針ができるようにご協力をお願いいたします。



メーターボックスの上に車や物を置かないでください。



犬はメーターや出入口から離れてつないでおいってください。



家の増改築などでメーターが床下になるときなどは見やすい場所に移設してください。

メーターの移設は、指定給水装置工事店に連絡して行ってください。移設費用は所有者(お客さま)のご負担となります。

●問い合わせ先…水道局料金課(電話321-1283)